

大阪市条例第42号

大阪市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大阪市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「設備運営基準」という。）</p> <p>（第9条第2項、第21条第2項及び第31条を除く。）、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第4条及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第57号）附則第2条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（<u>令和6年厚生労働省令第16号</u>。以下「<u>令和6年改正省令</u>」という。）<u>附則第6条</u>（設備運営基準に係る部分に限る。以下同じ。）に定めるところによる。</p> <p>（施設長の責務）</p>	<p>（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）</p> <p>第3条 第1条の基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「設備運営基準」という。）</p> <p>（第9条第2項、第21条第2項及び第31条を除く。）、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第4条及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第57号）附則第2条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（<u>令和3年厚生労働省令第9号</u>。以下「<u>令和3年改正省令</u>」という。）<u>附則第2条、第3条、第5条、第10条及び第11条</u>（これらの規定のうち設備運営基準に係る部分に限る。以下同じ。）に定めるところによる。</p> <p>（施設長の責務）</p>

第5条 養護老人ホームの施設長は、第3条に定める基準のうち、設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第14条から第20条まで及び第22条から第30条まで並びに令和6年改正省令附則第6条に係る部分並びに前条の規定を職員に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第5条 養護老人ホームの施設長は、第3条に定める基準のうち、設備運営基準第7条、第8条、第9条第1項、第14条から第20条まで及び第22条から第30条まで並びに令和3年改正省令附則第2条、第3条、第5条、第10条及び第11条に係る部分並びに前条の規定を職員に遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。